

納付が困難な場合は**免除申請**があります！

※免除対象期間は、申請時点の2年1カ月前の月まで

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう（所得制限があります）。

～免除の対象となる方～

1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の方
 2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
 3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
 4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めることが困難な方
 5. 厚生労働省が指定する学校の学生ではない方
 6. 失業により、保険料を納めることが困難な方
- ※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要になります。詳しくは年金係までご相談ください。

免除の種類	全額免除	3 / 4免除	半額免除	1 / 4免除	30歳未満限定 若年者納付猶予
月額保険料(平成27年度)	なし	月額 3,900円	月額 7,800円	月額 11,690円	なし
受け取る年金額への影響は？	定額納付と比べると2分の1を加算	定額納付と比べると8分の5を加算	定額納付と比べると4分の3を加算	定額納付と比べると8分の7を加算	受け取る年金額への加算なし

保険料の納め忘れにご注意ください！

免除が承認されても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。

11月はねんきん月間

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンを試算をすることもできます。

※「ねんきんネット」とは、インターネットを通じて国民年金と厚生年金の加入履歴等を確認できるサービスです。ただし、旧法（老齢・通算老齢）年金受給者および共済年金の確認はできません。



ねんきんネットに関するお問い合わせ

☎0570-058-555（自動音声案内） 050から始まる電話は☎03-6700-1144

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線117・366



保険料納付は**口座振替**が便利でお得！

平成27年度 国民年金保険料(月額)15,590円

月々の**口座振替**に**早割制度**があります。早割利用で**月額50円割引**！

初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替で毎月納付】

12月分保険料 15,590円	1月分保険料 15,590円
--------------------	-------------------

【口座振替を早割にすると】※1月分からの場合

12月分保険料 15,590円	1月分(早割) 15,540円	2月分(早割) 15,540円
--------------------	--------------------	--------------------

翌月末引落し

翌月末引落し

2ヵ月分引落し

当月末引落し

※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。
◆今まで口座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。
◆お申し込み後、口座振替が開始されるまでに2カ月程度かかります。

平成27年10月から「5年の後納制度」が開始！

年金制度が改正され、過去5年以内の保険料を納めることが出来る後納制度が始まっています。国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことのできる後納制度は、平成27年10月1日から3年間限りの特例です。

- ◆ 将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
- ◆ 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がつきます。

後納制度は平成30年9月末まで!!

【ご利用いただける方】

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方。
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ただし、60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません。

※後納制度は申請後に審査があり、その結果ご利用いただけない場合があります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050（050から始まる電話は、☎03-6731-2015）または、コザ年金事務所 ☎933-2267 ※自動音声案内となっています。案内に従って番号を押してください。

平成27年10月1日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がりました！

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書などの医療機関の証明）の添付が必要ですが、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになりました。

また、過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、これから再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査されます。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと。

